

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する  
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案  
平成27年（2015年）11月27日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する  
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（札幌市職員給与条例の一部改正）

第1条 札幌市職員給与条例（昭和26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。
- (2) 第5条第4項を次のように改める。

4 等級別基準職務表は、次の各号に掲げる給料表の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 行政職給料表 行政職給料表級別基準職務表（別表4）
- (2) 消防職給料表 消防職給料表級別基準職務表（別表5）
- (3) 医師職給料表 医師職給料表級別基準職務表（別表6）

- (3) 第5条の2第1項中「級は」の次に「、等級別基準職務表のほか」を加える。
- (4) 別表3の次に次の3表を加える。

別表 4

行政職給料表級別基準職務表

職務の級	職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	主任の職務
4 級	(1) 係長の職務 (2) 困難な業務を処理する主任の職務
5 級	困難な業務を分掌する係長の職務
6 級	課長の職務
7 級	高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する課長の職務
8 級	部長の職務
9 級	(1) 局長の職務 (2) 高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する部長の職務
10 級	高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する局長の職務

備考 この表において、「主任」、「係長」、「課長」、「部長」及び「局長」とは、それぞれ人事委員会規則で定める職をいう。

## 別表 5

## 消防職給料表級別基準職務表

職務の級	職務
1 級	消防司令補、消防士長及び消防士の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする消防司令補及び消防士長並びに特に高度の知識又は経験を必要とする消防士の職務
3 級	特に高度の知識又は経験を必要とする消防司令補の職務並びにこれに準ずる消防士長及び消防士の職務
4 級	(1) 消防司令の職務 (2) 極めて高度の知識又は経験を必要とする消防司令補の職務並びにこれに準ずる消防士長及び消防士の職務
5 級	困難な業務を分掌する消防司令の職務
6 級	消防司令長の職務
7 級	高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する消防司令長の職務
8 級	消防正監及び消防監の職務
9 級	(1) 局長の職務 (2) 高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する消防正監及び消防監の職務
10 級	高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する局長の職務

備考 この表において、「局長」とは、人事委員会規則で定める職をいう。

別表 6

医師職給料表級別基準職務表

職務の級	職務
1 級	医療業務及びこれと密接な関連を有する業務を行う職務
2 級	(1) 課長の職務 (2) 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
3 級	(1) 部長の職務 (2) 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
4 級	(1) 局長の職務 (2) 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務

備考 この表において、「課長」、「部長」及び「局長」とは、それぞれ人事委員会規則で定める職をいう。

(札幌市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 札幌市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第16号）の一部を次のように改正する。

(1) 第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条第6号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

(2) 第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年条例第48号）の一部を次のように改正する。

(1) 第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(2) 第4条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、前項の給料表の号俸を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その基準となるべき標準的な場合は、次の各号に掲げる同項の給料表の号俸に応じ、当該各号に定める場合とする。

(1) 1号俸 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合

(2) 2号俸 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合

(3) 3号俸 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合

(4) 4号俸 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合

(5) 5号俸 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知

識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合

(6) 6号俸 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合

(7) 7号俸 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合

(札幌市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正)

第4条 札幌市職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和26年条例第35号)の一部を次のように改正する。

(1) 第2条の2中「勤務成績が良くない」を「勤務実績が良くない」に改める。

(2) 第3条各号列記以外の部分中「又は」を「、又は」に改め、同条第1号中「勤務評定書又は勤務成績を評定するに足りると認められる資料」を「人事評価書又は勤務の状況を示す事実を証する書類等」に、「不良である」を「良くない」に改め、同条第4号中「勤務成績」を「勤務実績」に、「つのる」を「募る」に改める。

(3) 第6条の3を次のように改める。

(降給の種類及び効果)

第6条の3 降給の種類及び効果は、次に掲げるとおりとする。

(1) 降格 当該職員に適用する給料表の職務の級(以下この条において「級」という。)を当該職員が現に受けている級の下位の級に変更する。

(2) 降号 当該職員に適用する給料表の号俸を当該職員が現に受けている号俸の下位の号俸(同一の級における8号俸の範囲内に限る。)に変更する。

(札幌市職員の勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

(札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 札幌市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第55号)の一部を次のように改正する。

第16条の表第4条第2項の項中「第4条第2項」を「第4条第1項」に、「決定する」を「適用する」に、「次項」を「第3項」に改める。

(札幌市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正)

第7条 札幌市災害派遣手当等の支給に関する条例(平成18年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(理 由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、札幌市職員給与条例に等級別基準職務表を規定するほか、関係条例の規定整備を行うため、本案を提出する。